

令和 8 年度

学校いじめ防止基本方針

吹田市立千里新田小学校

(目的)

第 1 いじめは、「どの子にも、どの学校にも起こりうること」であり、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。「いじめは絶対に許さない」学校を構築するため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を以下に定める。

(いじめの防止)

第 2 いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項の取り組みに努める。

1 児童一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

(1) 日常的に児童の行動の様子を把握し、欠席状況などを含めて情報を共有する。

(2) 「いじめ防止等の対策のための組織(いじめ防止対策委員会)」を構築し、機能性を高める。委員会の構成は、管理職・首席・生徒指導担当者・各学年担当者・養護教諭・心理・福祉の専門知識を有する者(SSW・SC)とし、必要に応じて社会福祉協議会・地域の主任児童委員とも連携する。

(3) いじめ防止等に関する年間計画を策定する。

(4) 校内研修を計画的に実施する。

(5) 年間計画を策定・改訂する際は PTA 運営委員会、学校評議員会に意見を求める。(表 1)

2 いじめについての共通理解を図り、児童がいじめに向かわない態度や能力を育成する。また、いじめが生まれる背景を把握し、自己肯定感や自己有用感を育み、児童自らがいじめについて学ぶ取組を進める。

(1) 教育活動全体を通じて、道徳教育や人権教育を行い、その充実を図る。

(2) 読書活動や体験活動を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。

(3) 言語活動を充実させ、児童のコミュニケーション能力の向上を図る。

(4) 児童会・生徒会活動を活性化し、小中の児童・生徒が連携して「いじめ撲滅」に取り組む姿勢を育む。

(5) インターネット等で行われるいじめの防止と効果的に対処できるよう児童への情報モラル教育及び保護者への啓発活動を進める。

(6) ともに学び、ともに育つ教育環境の整備に努める。

第 3 いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

1 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよういじめを察知し、認知する意識を持ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わる。また、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内でのいじめにも注意深く対応する。(毎週：児童報告会、毎週：コア会議)

(1) 日常の児童の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。

(2) 学校生活アンケートを学期に 1 回実施する。

(3) 大阪府電話相談窓口や各種の教育相談関係機関の周知やいじめの当事者(含む保護者)、いじめの周辺者(含む保護者)からの情報収集を図るため教育相談日や保健室の活用を図り、教育相談体制の充実に努める。

(いじめに対する措置)

第 4 いじめを発見・通報の場合は、次にあげる項目に努める。

1 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに関係学年所属教職員又は、生活指導委員会で対応し、「いじめ防止対策委員会」に報告・相談する。指導に当たっては、被害児童を守り、加害児童の社会性向上や人格の成長に主眼をおいた指導を行う。

(1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止する。訴えや相談があった場合は、被害児童や相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。

(2) 事態の軽重にかかわらず、速やかに保護者に事実関係を伝える。

(3) 被害児童に寄り添い、支える体制をとる。加害児童には、必要に応じて別室指導や出席停止の措置をとる。

(4) 安心できる集団活動を取り戻すため、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、あるいは警察署とも相談して対処する。児童に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題と捉えられるよう指導する。

(7) 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。(表 2)

2 重大事態が発生した場合は、調査チームを編成し、初動調査から実態の把握・分析等を一括して行い、市教育委員会へ報告し、事態の早期解決に努める。

(1) いじめにより児童に重大な被害が生じた疑いがある場合やいじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、調査チームを編成して調査を行い、事態の早期解決に向け取り組む。

(2) 調査チームは、被害児童・加害児童からの聞き取りや質問紙によるアンケート調査等を速やかに行い、調査結果を被害児童及びその保護者に対して報告し、改めて、要望や意見を聴取する。

(その他)

第5 この基本方針は取組の進行状況確認や児童の実態に応じて毎年計画を見直すこととする。
ただし、児童の状況に著しい変化が生じているケース、課題解決に至っていないケースの検証等、必要に応じて適宜検討する。

(表1) いじめ防止に関する年間計画 ※年間を通してペア清掃を実施

	学 校	児 童	保 護 者	地 域 ・ そ の 他	
4月	いじめ防止対策委員会	生活のきまり	参観・懇談		
5月		支援学級児童実態交流 児童実態交流会	小中合同挨拶運動	個人懇談	
6月		学校生活アンケート (集計・まとめ) 人権朝会	千新フェスティバル 人権週間	土曜参観	PTA 運営委員会 地域教育協議会
7月			夏休みの過ごし方		学校評議員会
8月		校内研修			幼小中合同研修
9月				水泳参観	地域教育協議会
10月			平和週間		
11月		学校生活アンケート (集計・まとめ)	小中合同挨拶運動		PTA 運営委員会
12月				個人懇談	学校評議員会
			学校教育自己診断		
			冬休みの過ごし方		
1月					地域教育協議会
2月	児童実態交流会	ペア学年遊び交流 幼小交流(1年)	参観・懇談	PTA 運営委員会	
3月	学校生活アンケート (集計・まとめ)	春休みの過ごし方		学校評議員会	

(表2) 組織的な対応の流れ

